

議案第 57 号

狭山市消防団条例の一部を改正する条例

狭山市消防団条例（昭和 30 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（報酬及び費用弁償の支給方法）

第 17 条 報酬及び費用弁償の支給方法については、特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の例による。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条を第 18 条とし、
第 16 条の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

消防団員の副部長の階級を廃止することに伴い、所要の改正をするとともに、報酬
及び費用弁償の支給方法に係る規定を設けたいので、この案を提出するものである。